

2005年11月24日

各 位

会 社 名 ドリームテクノロジーズ株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 池田 均  
(コード4840 大証ヘラクレス市場 G)  
問 合 せ 先 総 務 部 長 城 所 弘 行  
電 話 0 3 ( 6 7 7 0 ) 7 0 0 7

### **第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部発行中止(減額)のお知らせ**

当社は、平成17年10月31日開催の取締役会において、同日発表のとおり、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議しましたが、下記のとおり、本日開催の取締役会において、一部の割当先に対する発行を中止し、発行総額を減額することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 発行の一部中止の内容

平成17年10月31日開催の取締役会において発行を決議した以下の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といいます。)のうち、DTパートナーズ投資事業組合(業務執行組合員:山本勝三)に対して割当を予定していた3億円の発行を中止するものです。

なお、その他の割当先に対する発行及び本新株予約権付社債に係る諸条件についての変更はありません。

##### 2. 発行中止の理由

本新株予約権付社債の発行決議以降、市場動向、当社の株価の推移、当社を取り巻く市場環境等が変動していることから、本新株予約権付社債の発行について当社取締役会において検討を行ってまいりました。上記のとおり発行決議以降の状況と、本新株予約権付社債を発行した場合における既存の株主の皆様への影響とを総合的に衡量・判断した結果、また、DTパートナーズ投資事業組合が、当社の役員を主たる出資者(組合員)とし、当社社長である山本勝三が業務執行組合員を務める投資組合であることに鑑み、当社取締役会として、同組合に対する本新株予約権付社債の割当を行うべきではないと判断したため、同組合に対する発行の中止を決議しました。なお、今回発行を中止した分について、他の投資家等に対する再割当その他の措置は予定しておりません。

### 3. 業績に与える影響等

新株予約権付社債の一部の発行中止に関して、当社の業績に与える影響はありません。

### 4. 【ご参考】第1回無担保転換社債型新株予約権社債の概要

- (1) 社債の総額 : 変更後 : 9,700,000,000円  
変更前 : 10,000,000,000円
- (2) 発行価額 : 額面100円につき金100円とする。ただし、本新株予約権は無償にて発行する。
- (3) 払込期日 : 平成17年12月20日(火)
- (4) 償還日 : 平成18年12月29日(金)
- (5) 利率 : 年0.5%
- (6) 償還価額 : 額面100円につき金100円とする。ただし、繰上償還の場合は第14項第(4)号及び第(5)号に定める価額とする。
- (7) 行使請求期間 : 平成17年12月21日から平成18年12月28日
- (8) 当初転換価額 : 15,930円

本新株予約権付社債に関する詳細については、平成17年10月31日付け『第三者割当による新株式の発行と第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ』をご参照ください。